

令和7年9月26日

## ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間に係るふるさと納税の対象となる地方団体を以下のとおり指定したので、お知らせいたします。

区分	全団体数	うち指定の申出書 提出団体数	うち指定団体数
都道府県	47	46	46
市区町村	1,741	1,739	1,735
計	1,788	1,785	1,781

※1 指定の申出書の提出がなかった団体は、東京都、長野県須坂市及び岡山県吉備中央町です。

※2 指定の申出書提出団体数には、本日指定の取消しを公表した岡山県総社市、佐賀県みやき町、長崎県雲仙市及び熊本県山都町を含みますが、これらの団体については、地方税法の規定により取消しの日から2年間は指定を受けることができません。

(連絡先) 自治税務局市町村税課

担当: 鳴田、山西、加藤

電話: 03-5253-5669 (直通)